

不妊手術をすれば、届出を

不妊手術をした時、保健所を通じて都道府県知事に届出を出していますか？泌尿器科医でも産婦人科医でも不妊手術をすれば、母体保護法(旧優生保護法より改正)第25条により届出の義務があります。これに違反したものには、罰金刑(母体保護法第32条)の規定があります。罰金刑に処せられると、医師法第7条により医師免許の取り消しまたは医業停止処分となりますのでご注意下さい。

母体保護法第3条

医師は、次の各号の一に該当する者に対して、本人の同意及び配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、不妊手術を行うことができる。ただし、未成年者については、この限りでない。

- 一 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの
- 二 現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの
- 2 前項各号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による不妊手術を行うことができる。
- 3 第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意志を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

母体保護法第25条

医師又は指定医師は、第3条第一項又は第14条第一項の規定によって不妊手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その月中の手術結果を取りまとめて翌月十日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

母体保護法第26条

不妊手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、不妊手術を受けた旨を通知しなければならない。

母体保護法第28条

何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行ってはならない。

母体保護法第32条

第25条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを十万円以下の罰金に処する。

医師法第7条

2 医師が第4条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為があったときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて医業の停止を命ずることができる。

医師法第4条

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 省略
- 2 省略
- 3 罰金以上の刑に処せられた者
- 4 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者